

生活にお困りの方のための 支援制度があります

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか

生活困窮者自立支援制度では、生活にお困りの方の相談を受け付け、ひとりひとりの状況に合わせて、働くための支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など、さまざまな支援を提供しています

例えば...

仕事がなく、
どうしたらよいか
分からない

お金が
たりない

働きたくても
働けない

家賃や
税金、
公共料金が
払えない

住むところ
がない

家族の
ことで
困っている

など

相談先

お住まいの地域の相談窓口で相談ができます。
ご本人だけではなく、家族など周りの方からの相談も受け付けます。
窓口に来ることが難しい場合は、まずは電話やメールで問い合わせることもできる場合があります。
相談窓口の一覧 <https://minna-tunagaru.jp/ichiran/>

▼相談窓口の一覧



仕事や生活に困っていらっしゃる方は、まずはご相談ください。 一人ひとりの状況に合わせて様々な支援を行います。

自立に向けた 相談支援

生活の困りごとや不安を支援員がお聞きします。どのような支援が必要か一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(自立相談支援事業)

就労に向けた 支援

「働くことに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに一般就労が難しい方に、就労体験の機会などを提供します。

(就労準備支援事業、就労訓練事業)

子どもの学習・ 生活の支援

学習支援を始め、基本的な生活習慣を身につけるための支援、進路選択に関するアドバイス、居場所の提供など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

(子どもの学習・生活支援事業)

住まいの維持・確保のための支援

離職などにより住まいを失った方、または失うおそれが高い方に、就職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、家計の改善のために転居が必要な場合には転居費用の支援も行います。住居をもたない方、またはネットカフェで寝泊まりしている方などに、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

(住居確保給付金、居住支援事業)

家計の立て直しの ための支援

家計の「見える化」を支援員と一緒にを行い、立て直しのアドバイスを行うことで早期の生活再生を支援します。

(家計改善支援事業)

- ※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。
- ※「就労準備支援事業」、「居住支援事業」については、一定の資産・収入に関する対象者の要件がありますが、自治体が本事業による支援が必要であると認める方なども対象としています。
- ※これらの事業のほか、関係機関などと連携し、適切な支援機関につなぐこともあります。

相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

1 まずは地域の 相談窓口へ

各地域の窓口で相談ができます。生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。



2 あなただけの プランを作ります

相談者の方の希望を尊重しながら、目標や支援内容を支援員と一緒に考え、あなただけの支援プランを作ります。



3 支援決定・ サービス提供

支援プランを元に、必要な事業やサービスにおつなぎします。状況を相談員が定期的を確認し、場合によってはプランを見直します。



4 自立し 安定した生活へ

支援の結果、自立に向けた目標を達成すると支援は終了です。その後は、必要に応じて支援員によるフォローアップが行われます。



福島県内の郡部(46町村)にお住まいの方で、生活にお困りの方は、下記にご相談ください。

県北方部【伊達郡・安達郡】

県中方部【岩瀬郡・石川郡・田村郡】

県南方部【西白河郡・東白川郡】

会津方部【耶麻郡・河沼郡・大沼郡・南会津郡】

相双方部【双葉郡・相馬郡】

生活自立サポートセンター

生活自立サポートセンター県中事務所

生活自立サポートセンター県南事務所

生活自立サポートセンター会津事務所

生活自立サポートセンター相双事務所

TEL : 024-525-8801

TEL : 0248-94-7800

TEL : 0247-57-7141

TEL : 0242-23-7445

TEL : 0244-32-1753